

一宮市議会委員会条例の一部を改正する条例

一宮市議会委員会条例(昭和44年一宮市条例第7号)の一部を次のように改正する。
第2条第2項第1号中「企画総務委員会」を「総務委員会」に、「企画部」を「総合政策部」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。